国立大学法人電気通信大学役員会規程

制定 平成16年4月1日規程第1号 最終改正 令和4年3月14日規程第53号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人電気通信大学組織規則第7条第2項の規定に基づき、 国立大学法人電気通信大学(以下「法人」という。)の役員会に関し必要な事項を定め るものとする。

(構成)

第2条 役員会は、学長及び理事(以下「役員」という。)で構成する。

(役員会の議決事項)

- 第3条 学長は、次の事項について決定をしようとするときは、役員会の議を経なければ ならない。
 - (1) 中期目標についての意見(法人が国立大学法人法(平成15年法律第112号。以下「法人法」という。)第30条第3項の規定により文部科学大臣に対して述べる意見をいう。)に関する事項
 - (2) 法人法により文部科学大臣の認可又は承認を受けなければならない事項
 - (3) 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項
 - (4) 電気通信大学及びその学域、類その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項
 - (5) その他法人の運営に関する重要事項

(会議の運営)

- 第4条 学長は、役員会を主宰し、その議長となる。
- 2 学長に事故あるときは、学長があらかじめ指名した理事がその職務を代行する。 (会議の開催)
- 第5条 役員会は、役員の3分の2以上の出席がなければ議事を開き、議決することができない。

(議事)

第6条 役員会の議事は、出席役員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決すると ころによる。

(構成員以外の者の出席)

- 第7条 監事は、業務の監査のため常時役員会に出席するとともに、意見を述べることができる。
- 2 学長に校務をつかさどることを命じられた副学長及び教育研究評議会評議員である副 学長は、常時役員会に出席し、意見を述べることができる。
- 3 役員会が必要と認めたときは、前 2 項の者以外の者を役員会に出席させて、意見を聴くことができる。

(事務)

第8条 役員会に関する事務は、総務部総務企画課において処理する。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、役員会の運営に関し必要な事項は、役員会が別に 定める。

附則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月6日規程第32号)

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年4月1日規程第3号)

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年3月19日規程第50号)

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年5月22日規程第3号)

この規程は、平成24年5月22日から施行する。

附 則 (平成28年1月20日規程第20号)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月30日規程第32号)

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年3月28日規程第71号)

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年3月18日規程第43号)

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年3月14日規程第53号)

この規程は、令和4年4月1日から施行する。